

「花の拠点づくり」事業 花の無料配布 配布基準

◆花の無料配布はあくまで花苗のみを提供するものであり、植栽にかかる労務や材料費等についてはすべて申請人の負担によるものとする。

○申請者は3名以上から構成される団体であること。

○他の補助を受けている団体は申請できません。

○植栽を行う土地は公共用地であること。

○植栽を行う土地が私有地である場合、

①所有者からの同意が取れていること。

②土地が公道に面していること。

③植栽予定箇所が道路との境界から1m以内の位置にあり、植栽した花が道路からよく見える位置にあること。

以上の条件を満たしており、市が認定する場合にあっては私有地にも植栽を行うことができるものとする。

○配布する花苗は、色や種類の好みにより配布する数に偏りが出ないようにできるだけ均一に配布すること。

○配布する花の個数は**1㎡につき12個**を基準とする。

(30cm間隔で植栽するとする。100個/(3m×3m)≒12個/㎡)

○花苗の配布は日にちを指定するので、申請人は蛇ヶ谷公園育苗ハウスまで各自花苗を受け取りに来ること。

蛇ヶ谷公園育苗ハウス位置図



○花苗と一緒に配布される花苗用のポットは、植栽完了後に申請人の責任により必ず蛇ヶ谷公園育苗ハウスまで持参し、返却すること。

○無料配布の申し込みは申込書に必要事項と必要な花苗の個数を記入し、花壇の位置図と花壇の現況写真を添付すること。

○植栽完了後は完了報告書に作業前、作業中、作業後の写真を添付し、玉名市都市整備課まで提出すること。

配布できる花苗の数には限りがあるのでご了承ください。